

久米島町立清水小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月20日策定

1 いじめの定義

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でもおこりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない。」という基本認識にたち、全児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめ防止具体策

(1) いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

道徳教育、人権教育、生徒指導、学級指導等の充実を図り、また各教科等のあらゆる教育活動を通していじめは決して許されるものではないことを教育し、いじめ防止に努める。

① 学習指導の充実

- ・学習指導の充実を図りながら、「規範意識の高い学級」を目指し、学びに向かう集団作りに努める。
- ・「わかる授業づくり」「コミュニケーション能力を育む授業づくり」「一人一人の実態に配慮した授業づくり」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

- ② 道徳教育の充実
 - ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳的実践力を育成する。
- ③ 特別活動の充実
 - ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
 - ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育む体験的な学習活動を計画的に行う。
- ④ その他
 - ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な機会を捉えて具体的に指導する。
 - ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう不適切な言動に注意する。
 - ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がける。

（2）職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- ① いじめに関する全教職員対象の校内研修会の実施
- ② 教職員の共通理解
 - ・毎月のいじめアンケート（毎月の人権の日に実施）を基に児童の異変にいち早く気づきいじめを防止する。また、アンケートの結果や問題等を全教職員で共通理解する。
- ③ いじめ防止等のための職務別ポイント
 - 《学級担任》
 - ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
 - ・はやしたてたり見てみぬふりをする行為もいじめを肯定していることであり、その行為を行わせない。また、いじめの傍観者にならず、いじめを抑止するように促す。
 - ・一人一人を大切にした、わかりやすい授業づくりを進める。
 - ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方をには細心の注意を払う。
 - 《養護教諭》
 - ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
 - 《生徒指導主任》
 - ・いじめの問題について生徒指導委員会や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
 - ・日頃から関係機関等と情報交換をする等、連携を取っておく。

(3) 「いじめ対策委員会」の設置

① 構成メンバー

- ・校長・教頭
- ・学級担任・教務主任
- ・生徒指導主任・養護教諭
- ・必要に応じて関係職員やスクールカウンセラー

② 定例会の開催 毎月1回

③ 臨時会の開催 (問題発生時)

(4) 保護者地域との連携

- ① 学校便り等を通して、保護者・地域に対して学校のいじめに関わる対策について周知する。
- ② ネットいじめの対応
 - ・児童の学校への携帯電話の持ち込みを原則、禁止する。
 - ・保護者会での学級活動を利用して、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性や危険性についてしっかりと理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導の様子を参観してもらう。
 - ・家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。

3 いじめの発見及び対応

(1) いじめの芽の早期発見

① いじめサインを早期に発見する。

いじめを早期に発見するためには、学級担任、生徒指導主任等全教職員により、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。

② いじめの発見

(ア) 日常の観察

- ・交友関係の変化
- ・体調の変化や表情の変化
- ・欠席状況、遅刻、早退の変化
- ・服装の乱れや言葉遣いの変化
- ・持ち物の紛失や持ち物の変化
- ・金銭の使い方の変化
- ・保健室の訪問回数等

(イ) 本人・保護者等からの訴え

- ・定期的なアンケート調査の実施
- ・教育相談の充実
- ・家庭訪問や個人面談での情報交換

(ウ) 教師による直接の発見

(2) いじめ早期対応

- ① いじめのサインに気付いた場合、大きな問題に発展しないように速やかに「予防介入」を行う。
 - ・情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
 - ・秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、主に主任が精神的な支えになる。
 - ・「いじめ対策委員会」を立ち上げる。
 - ・学級活動等で、いじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導に当たる。
 - ・ふれあいの時間を大切にするとともに、存在感を与えるような学級づくりに努める。
- ② 本人、保護者等から、いじめの訴えがあった場合、共感的に理解する。
 - ・秘密の厳守を約束し、じっくり話を聞く等、安心感を与える。
 - ・本人の苦痛を親身になって聞く等、理解を十分に示す。
 - ・いじめが解決するまで、しっかりと守ることを伝える。
 - ・基本的には、本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
 - ・担任、学校に何をしてもらいたいのかを確かめながら共に考える。
 - ・特に、保護者の訴えに対しては、担任の他に生徒指導主任、校長、教頭等も同席するなど、複数の教師で対応する。
- ③ いじめの現場を教師が直接発見した場合、その場ですぐに介入し、事実関係を明らかにする。
 - ・いじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。
 - ・必要に応じて他の教師の応援を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
 - ・その日のうちに、関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。
- ④ いじめていた児童、保護者への対応
 - ・保護者を召喚し、いじめの概要について説明し理解を求めると共に、今後の家庭教育の在り方等について改善を求める。
 - ・いじめていた児童に対しては、反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別の関わりを継続的に待つ。
 - ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。

- ・スクールカウンセラーによる教育相談の活用
- ⑤ いじめられていた児童、保護者への対応
- ・保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
 - ・二度とこのようないじめがないよう、指導の徹底を図ることを約束する。
 - ・いじめられていた児童に対しては、心のケアに努めると共に、安心して学校生活等が送れるよう守ることを約束する。

(3) いじめが起きた集団（観衆、傍観者）への働きかけ

- ・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ・はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

(4) ネットいじめの対応

- ・ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) 警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、警察署に通報して対処する。

(6) 重大事態への対応

- ① 学校いじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応する。
- ・町教育委員会に報告するとともに、直ちに警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
 - ・当該いじめの対処については、町及び県教育委員会と連携し、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織をあげて行う。
 - ・いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時、適切な方法によりその説明に努める。
 - ・当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、

適宜、適切に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

- ・いじめ対策委員会で再防止案をまとめ、学校組織あげて着実に実践する。

4 いじめ概要説明と今後の対応

- (1) 校長は、職員打ち合わせ等で職員に事故の概要について説明するとともに、児童指導の徹底を図るように指示する。
- (2) 校長は、必要に応じて朝会などを利用し、いじめ問題について取り上げる。
- (3) 校長は、必要に応じて保護者あて通知を作成し、保護者の啓発を図る。
- (4) 道徳教育、学校活動、生徒指導等を通じて、人権尊重や生命尊重の精神、善悪の判断等の倫理観の育成に努める。
- (5) いじめ問題は、当事者間の問題だけでなく、学級や学年全体の関連として取り上げ、根絶に向けて緊急に対応する。
- (6) 「いじめ対策委員会」が中心となり、今後の対応策を検討する。
- (7) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- (8) 必要に応じて、PTA、関係機関の協力を得る。

(県関係相談機関の電話番号)

- 久米島町仲泊駐在所 : 098-985-2014
- いじめ相談所（沖縄県） : 098-886-2900
- 24時間いじめ相談所（全国） : 0570-0-78310

5 関係機関との連携の流れ

